

子発 0 3 3 1 第 1 2 号
令和 5 年 3 月 3 1 日

各

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 市 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省子ども家庭局長

母体保護法施行規則の一部を改正する省令の公布について

本日、母体保護法施行規則（昭和 27 年厚生省令第 32 号。以下「規則」という。）の一部を改正する、母体保護法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 63 号。以下「改正省令」という。）が公布されたところです。

改正省令の内容等は下記のとおりですので、御了知いただきますようお願いいたします。

記

第 1 改正省令について

1 改正の趣旨

都道府県知事は、業として受胎調節の实地指導を行う者について指定を行うこととされており（母体保護法（昭和 23 年法律第 156 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項）、都道府県知事等は、当該指定を行った者に指定証を交付することとされている（母体保護法施行令（昭和 24 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 1 条第 1 項）が、「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」（令和 4 年 6 月 3 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定）において、「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じること

のないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む。」とされたことを踏まえ、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

受胎調節実地指導員の指定証に旧姓を併記することができるよう、指定申請書に、旧姓併記の希望の有無の欄及び旧姓欄を設けたこと。

その他所要の改正を行ったこと。

3 施行期日等

- (1) 令和5年4月1日から施行すること。
- (2) 改正省令による改正前の省令様式により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすこと。
- (3) 改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

第2 留意事項

指定証の氏名欄に旧姓の併記を希望する場合には、氏名の変更経過が確認できる戸籍謄本又は戸籍抄本を添付させること。ただし、添付された助産師、保健師又は看護師の免許証の写しに旧姓が併記されている場合は添付を省略しても差し支えない。